

南知多町介護支援専門員新規就職支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）として新たに就職する者に対し、予算の範囲内において南知多町介護支援専門員新規就職支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、介護人材不足の解消及び介護サービスの質の向上を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「居宅介護支援事業所」とは、南知多町内において居宅介護（介護予防支援）、小規模多機能型居宅介護を実施する事業所をいう。

(交付対象者)

第3条 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 介護支援専門員資格を有し、新たに居宅介護事業所等へ就職した者。
- (2) 居宅介護支援事業所に就職した日（以下「就職日」という。）前6か月以内に、南知多町内の介護事業所に在籍していない者。ただし、運営法人の都合により退職した場合は、この限りではない。
- (3) 居宅介護支援事業所の運営法人に直接雇用されていること。
- (4) 継続して1年以上勤務する見込みがあること。
- (5) 勤務時間が週32時間又は月128時間以上であること。
- (6) 市町村税等の滞納が無いこと。
- (7) 過去に本要綱による支援金の支給を受けていないこと。

(支給内容)

第4条 支援金の支給額は、1年につき10万円とする。

(支給期間)

第5条 支給期間は、就職日から最長3年間とし、総額30万円を上限とする。

(支給申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする者は、就職日から90日以内に所定の申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、2年目以降の申請には添付書類を省略することができる。

- (1) 介護支援専門員証の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 住民票の写し（町外在住者のみ）
- (4) 市町村税の納税証明書（申請者の同意により確認が可能な場合は、省略できる。）

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、交付決定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知

する。

- 2 町長は、交付決定を行った月の翌月の末日までに、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が指定する金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

（勤務報告）

第8条 交付決定者は、申請月から1年を経過したときは、居宅介護支援事業所からの証明を受けた居宅介護支援事業所勤務証明書（様式第4号）を速やかに町長に提出しなければならない。ただし、継続して申請を行う場合は、提出を省略することができる。

（交付決定の取消し及び支援金の返還）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）支援金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったと認める場合や虚偽の申請を行った場合。
- （2）支給期間中に、育児休業や休職または他の部署への異動など、介護支援専門員としての業務を中断した場合（産前産後休業を除く）。
- （3）支給期間中に離職した場合。
- （4）その他町長が交付決定を取り消すことが相当と認める事由がある場合。

- 2 町長は、前項の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、取消通知書（様式第5号）により通知する。

- 3 町長は、前1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に南知多町介護支援専門員新規就職支援金が支給されているときは、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 4 町長は、前項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責を負わない。

（その他）

第10条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 本事業は、この要綱の施行に伴い新たに採用された介護支援専門員を対象とする。
- 3 本事業は、実施年度の予算の範囲内で実施する。